

資料 6

国民健康保険税の今後の動向について

※資料は、国保新聞より抜粋

(1) 保険料水準の統一について

保険料水準統一の目標年度等（各都道府県の国保運営方針から）

	納付金ベースの統一		完全統一	
～令和 5 年度	三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、広島県	6	—	
令和 6 年度	北海道、群馬県、埼玉県、長崎県、香川県、高知県	6	大阪府、奈良県	2
令和 7 年度	青森県	1	—	
令和 8 年度	宮城県	1	—	
令和 9 年度	神奈川県、和歌山県、佐賀県、熊本県、大分県	5	滋賀県	1
令和 10 年度	栃木県、福井県	2	—	
令和 11 年度	岩手県、山形県、福島県、千葉県、岐阜県、愛知県、徳島県、愛媛県	8	福島県、大分県	2
令和 12 年度	東京都、富山県、山梨県、長野県、静岡県、山口県	6	北海道、青森県、埼玉県、福井県、山梨県、兵庫県、和歌山県、高知県、佐賀県、熊本県	10
令和 13 年度	—		—	
令和 14 年度	—		—	
令和 15 年度	秋田県、鹿児島県	2	群馬県	1
令和 16 年度	—		—	
令和 17 年度	—		—	
令和 18 年度	—		神奈川県、香川県	2

(2) 子ども・子育て支援金制度の概要について

○政府や、支援納付金対象費用に充てるため、令和 8 年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負う。

○医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

○医療保険者制度の取り扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国保等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。
※国保は、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講じる。

年収別の子ども・子育て支援金（令和10年度、月額）

【市町村国保】

（夫婦子1人の3人世帯、夫の給与収入のみ）

年収	加入者一人当たり
400万円	550円
600万円	800円
800万円	1,100円

年収（軽減割合）	加入者一人当たり（1世帯当たり）
80万円（7割軽減）	50円（150円）
160万円（5割軽減）	200円（550円）
200万円（2割軽減）	250円（800円）
300万円（2割軽減）	400円（1,200円）